シルバーさっぽろ

公益社団法人 札幌市シルバー人材センター 会報編集委員会

(ホームページ URL https://www.s-silver.jp) 発行/令和7年4月 札幌市白石区本通16丁目南4-26 リフレサッポロ4階 TEL.011-826-3296

全国統一安全就業スローガン

2025 **4** 第134号



北海道神宮の桜

	●「第4次基本計画」(3ヶ年)の策定について
	●令和7年度事業計画【主要計画】・収支予算······3~4
	●令和6年度会員継続調査票による意見・要望について5
も	●地域班活動のようす
	●令和7年度技能研修会のご案内 ····································
	●「会員WEBサービス」について ·······10
じ	●「スマホ講習会」のご案内
	●新しい契約方法について/職員の紹介
	●おすすめカンタン筋トレ体操
	●事務局からのお知らせ



「第4次基本計画」(3ヶ年)の策定について

「第3次基本計画」(令和4年度~令和6年度)の計画期間満了に伴い、事業計画推進委員会(会員理事12名、常務理事1名、事務局5名で構成)で検討した「第4次基本計画」(案)が令和6年度第4回理事会で承認されました。令和7年度から令和9年度までの3年間、この計画を基に事業を推進します。計画の概要は以下のとおりです。

1 計画策定の趣旨

少子高齢化が進む中、高齢者のより一層の活躍が期待される中で、シルバー人材センターは、人生 100年時代を見据え、地域の日常生活に密着した就業機会を提供すること等により、高齢者の社会参加 を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用 の削減等に貢献しています。

コロナ禍が収束し、社会経済活動も回復基調にある中、シルバー人材センターについても人手不足分野等での就業機会の開拓や取り組みの強化が求められています。このような地域社会の期待に応えるべく、引き続き、事業の拡充に取り組んでまいります。

第4次基本計画の策定にあたっては、激変する社会の中で事業をさらに発展させるため、具体的に取り組むべき施策を掲げました。

2 計画の期間

近年、シルバー人材センターを取り巻く環境が目まぐるしく変化していることから、そのスピードに 対応できるよう3ヶ年の期間で策定しました。

第1次 平成24年度(2012年度)から平成28年度(2016年度)までの5年間

第2次 平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)までの5年間

第3次 令和4年度(2022年度)から令和6年度(2024年度)までの3年間

第4次 令和7年度(2025年度)から令和9年度(2027年度)までの3年間

3 基本指針(3本柱)

- (1) 財政基盤の強化・拡大
 - 健全運営のための資金確保、業務の効率化-継続的かつ安定した財政基盤を確立するため、以下の主要課題について検討・推進する。
 - ①受託事業の拡大について
 - ②デジタル化の推進
 - ③事業収支の適正化策について
- (2) 受注体制の強化
 - 会員及び就業機会の拡大、新しい職種の開拓 地域社会の多様なニーズに応えるため、以下の主要課題について検討・推進する。
 - ①事業拡大のための普及啓発活動
 - ②新たな職種の拡大に向けた取り組み
 - ③家事・援助サービス分野の充実
 - ④派遣事業の取り組みの推進
 - ⑤安全就業及び健康維持の推進策
- (3) 就業体制の強化
 - 職群班を中心としたグループ就業の推進 グループ就業による「共働・共助」を推進するため、以下の主要課題について検討・推進する。
 - ①受託事業及び派遣事業の就業ルール
 - ②会員による下見作業
 - ③グループ就業の推進
 - ④世話役・調整役等の具体的な役割

令和7年度事業計画【主要計画】

※詳細は定時総会の議案書をご覧ください。

令和7年3月14日に開催されました令和6年度第4回理事会において、令和7年度の事業計画が承認されました。

I 基本方針

労働力人口の減少等により、全国的に人手不足が深刻な課題となっている中、元気な高齢者がこれまでの知識や経験・技術を活かして就業し、活躍することは地域社会の活性化につながるものであり、これからの社会を支える重要な役割を担うシルバー人材センターへの期待はますます高まっております。

しかし、コロナ禍以降、契約実績は若干の回復傾向ではありますが、定年延長等の雇用環境の影響による会員数の伸び悩みや平均年齢の上昇、インボイス制度による新たな経費負担やフリーランス法の施行等、近年、様々な制度の変化があり、シルバー事業にも大きな影響が及んでおります。

このように厳しい状況ではありますが、会員の皆様が「地域社会の担い手」として活躍できるよう会員の拡充と就業機会の確保に取り組んで行きます。

Ⅱ 事業計画

1 財政基盤の強化

- (1) 地域で頼りにされ存在感のあるセンターを目指し、地域社会が必要としている分野で就業機会が期待できる職種については継続して検討します。
- (2) シルバー事業に対する理解を地域社会に広く認識してもらうため、賛助会員の拡充に努めます。
- (3) 公益法人に関する法律の一部改正により、収支相償の原則が中期的期間での収支の均衡を図ることが可能となったことから、運営経費の負担増に柔軟に対応するようデジタル化を含めた効果的な予算執行に努めます。

2 受注体制の強化

- (1) 会員の入会促進
- (2) 就業開拓の推進
- (3) 会員の技術・技能の向上

3 就業体制の整備

- (1) 就業機会の拡大
- (2) 適正就業の推進
- (3) 会員継続調査の実施

4 地域班・職群班組織の充実

- (1) 地域班活動の活性化
- (2) 職群班活動の推進

5 安全就業の確保

「安全就業」はシルバー事業の根幹をなすものであり、個々の会員自らの事故防止に対する意欲が 大切であることは言うまでもなく、組織を挙げて取り組むことが重要です。安全はすべてに優先し ます。今後も安全就業を推進するため、以下の事項を実施します。

- (1) 安全就業の強化
- (2) 会員の健康管理

6 広報活動の充実

- (1) 会員への情報提供
- (2) 普及啓発活動

7 第4次基本計画に基づく事業の実施

令和7年度からスタートする「第4次基本計画 (3ヶ年)」は、雇用環境の変化や急速なデジタル化等、センターを取り巻く環境が目まぐるしく変化していることから、そのスピードに対応できる

よう前計画と同様、3ヶ年の期間で策定しました。

事業計画推進委員会の4部会では、前計画から継続して検討する項目及び、新たに設定された課題等への取り組みを行います。

8 令和7年度の目標設定

会員数	受注件数		受注金額	
	受託事業	18,000件	受託事業	9億6千万円
3,600人	派遣事業	600件	派遣事業	3億8千万円
	合 計	18,600件	合 計	13億4千万円

令和7年度 収支予算

※詳細は定時総会の議案書をご覧ください。

令和7年3月14日に開催された令和6年度第4回理事会において、令和7年度の収支予算が承認されました。

令和	17年度 収支	予算書	(単位:円)
科目	予 算 額	前年度当初予算額	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
受託事業収益	960,000,000	960,000,000	0
労働者派遣事業等受託収益	58,000,000	60,000,000	△ 2,000,000
受取会費	5,155,000	6,179,000	△ 1,024,000
受取補助金等	68,942,000	68,935,000	7,000
雑収益	1,000	1,000	0
経常収益計	1,092,098,000	1,095,115,000	△ 3,017,000
(2) 経常費用			
事業費	1,083,885,000	1,087,290,000	△ 3,405,000
管理費	8,577,000	8,127,000	450,000
経常費用計	1,092,462,000	1,095,417,000	△ 2,955,000
当期経常増減額	△ 364,000	△ 302,000	△ 62,000
当期一般正味財産増減額	△ 364,000	△ 302,000	△ 62,000
一般正味財産期首残高	29,131,000	35,738,322	△ 6,607,322
一般正味財産期末残高	28,767,000	35,436,322	△ 6,669,322
Ⅱ 正味財産期末残高	28,767,000	35,436,322	△ 6,669,322

[収支予算書に係る注記]

(単位:円)

科目	予 算 額	前年度当初予算額	増減
【投資活動収支の部】			
〈投資活動収入〉			
投資活動収入計	0	0	0
〈投資活動支出〉			
特定資産取得支出			
退職給付引当資産取得支出	520,000	124,000	396,000
固定資産取得支出			
リース資産購入支出	7,610,000	8,372,000	△ 762,000
投資活動支出計	8,130,000	8,496,000	△ 366,000

令和6年度 会員継続調査による意見・要望等について

令和7年1月及び2月に実施した会員継続調査の発送枚数は3,313通。そのうち返信があったのは2.750通でした(回収率83.0%)。

このうち、調査票の裏面下段に記入いただいた意見・要望等の中から、主なものについて回答を掲載しました。

意見・要望等	回	答

「会員WEBサービス」について教えてください。

「会員WEBサービス」とは、令和5年4月から導入した会員専用のWEBサイトです。「センターからのお知らせ」や「配分金明細書」「就業条件明示書」の情報を閲覧することができます。

<使用方法>

① スマホやパソコン等で次のサイトへアクセスします。 https://silverweb.workvision.net/silver-user-web/?cc=01001



② 「会員番号」と「パスワード」を入力し「ログイン」 ボタンを押すと各種メニューが表示され、情報を閲覧 することができます。

QRコード

なお、初期パスワードは誕生日の**「月日」(数字4桁)**です。例)誕生日が5月8日の場合 \rightarrow $\begin{bmatrix} 0 & 5 & 0 & 8 \end{bmatrix}$

<今後の運用>

「会員WEBサービス」を活用することで、利便性の向上や効率化、経費 削減等を図ることができることから、今後もデジタル化に向けた取り組み を推進していきます。

また、より多くの会員に利用していただくため、会報11ページに記載のとおり「スマホ講習会」を開催しますのでお気軽にお申込みください。

※システムの都合上、派遣事業の給与明細は対応しておりません。

受託事業の契約方法が変わると聞きましたがどのような内容でしょうか? また、いつからでしょうか? フリーランス法へのより的確な対応を図るべく、厚生労働者および全国シルバー人材センター事業協会より契約方法の見直しについて方針が示されています。

現在は、シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員へ再委託する形を取っていますが、新しい契約方法では、発注者・会員・シルバー人材センターの三者による包括的契約となり、発注者と会員との間に直接的な契約関係が生じる仕組みとなります。

実務面では現在と基本的に変わるところはなく、依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても現在と同じようにシルバー人材センターが責任をもって対応します。

なお、契約方法の見直しは、慎重に対応する必要があることから、具体的な時期は検討中です。

今後も適宜、進捗状況等を会報にてお知らせします。

配分金の改定について教えてください。

シルバー人材センターの受託事業(請負又は委任)で得る会員の報酬は、 税法上、雑所得として位置付けられ、賃金や給与ではないため最低賃金法 は適用されませんが、地域の最低賃金や業界の一般的な基準を参考にして 見直しをしています。

令和6年10月に最低賃金が改定されたことを受け「配分金見積基準表検討委員会」において配分金見積基準単価の改定について協議し、令和6年度第3回理事会(R6.11.27開催)で承認を得て、令和7年4月1日より新しい「配分金見積基準単価」で運用することとなりました。

今後も最低賃金の改定状況等を参考にしながら検証していきます。

※「配分金見積基準単価」は見積時の基準として定めたものです。

地域班活動のようす・南区・手稲区

中央支部 ●南区地域班

前年度に引き続き南区地域班の運営方針として「会員同士の交流」を掲げ、それを実現するための事業として、「懇談会・新入会員説明会」と「懇親会」を計画し、実施しました。しかし、数年間のパンデミックの間に人と人の絆が薄れ、コロナ以前の状態になかなか戻れない状況があります。シルバーの地域班の人間関係も、お互いの関係性が少々希薄になってきている感が拭えなく、もどかしい感じがします。結果、事業を開催しても、参加者が少ないという悩みをかかえています。

そのような中で、昨年も同じ時期に、南区地域班の活動の様子の原稿を依頼され、「新年会」の様子の写真を掲載していただきましたが、他の地域班の方から「私たちの地域班でもこんな楽しそうな会を実施したいものだ」という言葉をいただき、大変うれしく感じました。そして、今回も11月29日に駒岡保養センターで、19名と少数でしたが、懇親会を開催しました。自己紹介あり、カラオケあり、カラオケに合わせたダンスありと、昨年以上に大いに盛り上がりました。

やはり直接顔を合わせて懇談するのは、地域 班の団結をはかるためには、大変重要であると 再確認をしました。

また、昨年に引き続き「女性部の交流会」を 開催し、11名の方の参加がありました。日ご ろシルバーの仕事を通しての経験・悩みや不満 に思っていること等、参加者みんなで共有で き、大変に意義があったと感じています。



南区地域班懇親会

地域班での現在の悩みは、せっかくシルバー人材センターに入会したにもかかわらず、1~2年で退会する会員が多いことです。これらの会員にシルバーに長く定着してもらうための解決方法がわからない難しい問題です。

また、植木の手入れ・冬囲い班や機械除草班の職群班研修会を予定していましたが、参加者の激減が理由で中止を余儀なくされ、安全就業・技術の継承・リーダー育成の面でも、将来的に不安を残すことになりました。

これらの課題を、新役員を中心にして解決に向けて努力していきたいと思います。

(記 髙橋春之)

西支部 ● 手稲区地域班

手稲区パソコン班(職群班)の活動状況についてご紹介させていただきます。

私は昨年、市内 10 区で開催した「会員 WEB サービス」の説明会を 5 月 13 ~ 31 日の期間、講師として参加させていただきました。開催にあたり、センター支部所長・課長および、各区のパソコン職群班メンバーと Zoom による事前ミーテイングを 4 回ほど行い、操作手順等を資料とともに入念に確認して開催に臨みました。しかし、説明会当日は参加者のスマホの機種がそれぞれ異なるため、ホーム画面にブックマークを貼り付ける作業が最初は難航しましたが、徐々に慣れて最後の方は上手くできたと思います。

また、4月1日に手稲区民センターで開催された「JR駐輪誘導整理業務会議」の中で「会員WEBサービス」の説明会を行い、参加者それぞれのスマホ画面にブックマークの貼り付け説明を行いましたが、時間不足で $5\sim6$ 名しかできませんでした。

続いて9月25日に開催された「女性部定例会議」でスマホ教室を行いました。QRコードの使い方について説明をさせていただきましたが、1回では理解しにくいので、これからも同様な機会があればよいとの声もありましたので、また計画したいと思います。

今後の取り組みとしまして、手稲区パソコン班は仕事の連絡をファクシミリで行っておりますが、再送信

をすると不鮮明になります。また、スマホで写真を撮りLINEで送信してもファクシミリ同様に不鮮明なので、今後はスマホで書類をPDFファイルとしてLINEで送信することを計画しております。

今後については、みなさんがスマホをより効果的に活用できるようお手伝いするためにはどうすればよいか、手稲区パソコン班8名で具体的な活動内容を検討中です。ぜひご期待ください。

女性部定例会議

(記 鈴木則夫)

パソコンやスマホから会報を閲覧することができます!

今、ご覧いただいている会報「シルバーさっぽろ」は、当センターホームページから閲覧することができます。

[閲覧方法]

- ① 当センターホームページへアクセスしてください(下記のURLまたはQRコード参照)
- ② トップページの「センターからのお知らせ」にある会報掲載の情報をクリック(またはタップ)すると、会報掲載ページが表示されます。
- ③ 閲覧したい会報をクリック(またはタップ)すると、会報が表示されます。







「配分金見積基準表」の改定について(令和7年4月より)

令和6年4月に改定した配分金見積基準単価について、令和6年10月1日発効の北海道最低賃金 (時間額1,010円)と現行の最低配分金額との間に乖離が生じたことから、配分金見積基準表検討委 員会において改定に向けた検討を重ね、新「配分金見積基準表」(案)を作成しました。

新「配分金見積基準表」(案)は、第3回理事会(令和6年11月27日開催)で承認を得ましたので、令和7年4月1日より新しい「配分金見積基準表」での運用となります。

<改定の概要>

令和6年10月1日に発効された北海道の最低賃金(時間額1,010円)を考慮し、時間単価で設定している職種は一律50円(最低賃金引上額)を加算。筆耕関係職種は市場価格を参考に全体的に引き上げました。

また、「交通費」について、通勤手当と混同しているケースが見受けられることから**名称を「出張費」に変更しました**(名称変更のみで、取り扱いは従前どおりです)。

※「配分金見積基準単価」は見積時の基準として定めたものであり、契約によって異なる場合があります。

令和7年度 技能研修会のご案内

毛筆筆耕 (宛名・賞状書き)、除草 (機械)、植木の手入れ、植木の冬囲いの就業を希望される方は、 必ず研修に参加し評価(判定)を受けてから就業していただくことになります。 (受講はすべて無料です)

研修名			コース・会場・開催日・研修時間・開催期間・定員等
		【日程】	Aコース: 5月26日 6月2·16·30日 7月14·28日 8月4·18·25日 9月16日
工	宛 名 書 き	1	Bコース: 5月27日 6月3·17日 7月1·15·29日 8月5·19·26日 9月17日
毛筆		【時間】	10:00~12:00 (全10回 + 実技試験)
筆	定員 15 名	【実技試験】	A コース: 10月6日(月):判定作品を提出
耕		人夫汉武鞅』	Bコース:10月7日(火):判定作品を提出
研修	賞状書き	【日程】	賞状書きコース:5月27日 6月3・17日 7月1・15・29日 8月5・19・26日 9月17日
	定員 15 名	【実技試験】	賞状書きコース:10月7日(火):判定作品を提出
		【時間】	13:30~15:30 (全10回 + 実技試験)

- ・毛筆筆耕研修を初めて受講される方は「Aコース」にお申し込みください。
- 「宛名書き」研修を過去に受講経験がある方は「Bコース」にお申し込みください。
- ・「賞状書き」研修は宛名書き研修で「**B判定以上」**の判定を受けた方が対象の研修です。

研修名			コース・	会場・開催日・研修時間・開催期間・定員等
	除 草(機械) (3日間)	【日程】	普通コース ①回目	 1日目【時間】09:30~16:00 【会場】 リフレサッポロ 1 階会議室 A
			5月19・20・21日	 2日目【時間】 10:00~16:00 【会場】 旧 聖心女子学院
普通	定員 20 名	【日程】	普通コース ②回目 7月22・23・24日	3日目【時間】10:00~16:00 【会場】旧 聖心女子学院
研	植木の冬囲い (2日間)	[普通コース ①回目	
修		【日程】	9月24・25日	【時間】1日目 10:00~16:00 2日目 10:00~16:00
		【日程】	普通コース ②回目	【会場】1日目 リフレサッポロ1階会議室A / 2日目:厚別西小学校
	定員 20 名	定員 20 名	9月30日・10月1日	【時間】1日目 10:00~16:00 2日目 10:00~16:00

- ・ 普通コースは、初めて「除草 (機械)研修」を受講する方が対象です。また、過去に受講され「C判定」だった方は上級判定会にお申し込みください。
- ・ 過去に「D判定」を受けた方は、「普通コース」へお申し込みください。
- ・ 天候不順(台風・大雨・雪・害獣発生 等)の場合は研修延期、中止の場合があります。
- ・ 研修申込書の提出がない方は受講できません。

研修名			コース・会場・開催	日・研修時間・開催期間・定員等(※経験者が対象です)
	普 植木の手入れ ^通 (2日間)	【日程】	普通コース ①回目 6月10・11日	【会場】1日目 リフレサッポロ1階会議室A / 2日目:厚別西小学校 【時間】1日目 10:00~16:00 2日目 10:00~16:00
	研 定員 20 名	【日程】	普通コース ②回目 6月24・25日	【会場】1日目 リフレサッポロ1階会議室A / 2日目:発寒小学校 【時間】1日目 10:00~16:00 2日目 10:00~16:00

- ・ 普通コースは、初めて「植木の手入れ研修」を受講する方が対象です。 また、過去に受講され「C判定」だった方は上級判定会にお申し込みください。
- ・ 過去に「D判定」を受けた方は、「普通コース」へお申し込みください。
- ・天候不順(台風・大雨・雪・害獣発生等)の場合は研修延期、中止の場合があります。
- ・ 研修申込書の提出がない方は受講できません。
- ・【注意 1】基礎的な知識の講義・実習は行いません。道具を持参できる方が対象となります。(道具の貸出しはありません)
- ・【注意 2】「植木の手入れ」 研修の受講につきましては 【経験者】 を対象としております。 植木の手入れの経験がない方は受講できません。

【経験者とは】植木の手入れ作業(庭木作業)について基本的な「道具・知識」がすでに備わっている方を指します。

【具体的には】

- ① 毎年ご自宅で植木の手入れ作業(剪定作業)を、ご自身でされている方
- ② 植木の手入れに必要な道具を持参できる方
- ③ 造園業で従事されていた方
- └④ 各区で開催している「自主研修会」または外部機関等にて植木に関する知識を学ぶなど、自己研鑽された方

【未経験の方へ】……庭木に関する知識・作業経験が全くない方、または自信がない方は、各区で開催している「自主研修会」に参加し た後に、実際に先輩会員が就業している作業現場に複数回(最低でも2~3回程度)参加して作業を経験してから 「植木の手入れ研修(普通コース)」へお申し込みのほどよろしくお願いいたします。

●各区の自主研修会の開催日程は、各区によって違います。お問い合わせは、各区の職群班長へお問い合わせください。

	研修名		コース・会場・開催日・研修時間・開催期間・定員等			
上級判定	植木の手入れ (2日間)	[man]	上級判定	1日目【時間】10:00~16:00	【会場】リフレサッポロ 1 階会議室A	
		【日程】	7月8・9日	2日目【時間】10:00~16:00	【会場】旧 聖心女子学院	
	除草(機械) (2日間)	[[]	上級判定	1日目【時間】10:00~16:00	【会場】リフレサッポロ 1 階会議室 A	
		【日程】	9月1・2日	2日目【時間】10:00~16:00	【会場】南郷通り17丁目団地 (予定)	
	植木の冬囲い (2日間)	[m#0]	上級判定	1日目【時間】10:00~16:00	【会場】リフレサッポロ 1 階会議室A	
		【日程】	9月9・10日	2日目【時間】10:00~16:00	【会場】旧 聖心女子学院	

- ・ 上級判定は過去に「除草 (機械)」「植木の手入れ」「植木の冬囲い」の研修で「C判定」を受けていて、かつ複数回の就業実績がある 会員が対象です。
- ・ 上級判定の実技の際にはご自分の道具を持参してください。
- ・天候不順(台風・大雨・雪・害獣発生等)の場合は研修延期、中止の場合があります。
- ※上級判定の目的・・・就業現場で責任者としての言動・行動、また後輩会員の育成を任せられる経験豊富な会員なのかを問われる研修です。

	研修名	コース・会場・開催日・研修時間・開催期間・定員等			
その他の研修	三職種更新研修 (1日)	「除草(機械)」「植木の手入れ」「植木の冬囲い」の普通研修および上級判定のいずれかの研修を最後に受講してから5年を経過した会員が対象になります。	【会 場】リフレサッポロ 1 階会議室A 【開催時期】令和8年2月中旬~下旬を予定しています。 【案 内】受講対象会員には、事務局からお知らせします。		
	ヘッジトリマー研修 (1日)	「植木の手入れ」研修でB以上の判定をもち、植木の手入れ作業においてヘッジトリマーの使用を希望する場合は研修の受講が必要です。	【会 場】リフレサッポロ1階会議室A(外部講師を招きます) 【開催時期】令和8年3月中旬を予定しています。 【案 内】受講対象会員には、事務局からお知らせします。		

【受講を希望される方は、下記の要領でお申し込みください】

- 電話でのお申し込みは受け付けておりませんので、ご了承ください。
- 各研修のお申し込みは各支部に用意している申込書にてお願いします。
- なお「郵便・FAX・メール」でもお申し込み可能です。
- 「郵便・FAX・メール」でお申し込みの場合【研修名】【コース名】【会員番号】【名前】【住所】を記入の上、送付してください。また、植木の手入れ研修については、経験者が対象のため【作業の経験内容】【経験年数】を明記した上でお申し込みをお願いします。
- ・お申し込みの締切りは、原則として各研修会開始日の1ヶ月前です。(※先着順での申し込みではありません) ただし、「毛筆筆耕研修」「除草(機械)普通研修1回目」については、会報4月号が会員皆さまのお手元に到着してから研修開催日まで時間に余裕がないため、「5月9日(金)」まで受け付けします。
- 申込者が定員を超えた場合は抽選となります。
- 研修終了後、受講会員本人と所属地域班の職群班長に技能判定の結果をお知らせしています。
- 各研修会は事情・天候・害獣発生等により中止や日程の変更があり得ますのでご了承ください。
- 技能研修のお申し込みは、札幌市シルバー人材センターの会員に限ります。会員以外はお申し込みできません。

<研修申込から研修日までの流れ> (研修案内書が届くのは研修1週間前後になります)

「研修の申込」 → 「本部、受付」 → 「申込の締切(研修開催日の1ヶ月前)」 → 「申込者へ案内書の作成」

→ 「研修開催日のおおよそ 10 日前、研修申込者へ案内書を送付」 → 「研修開催日」 ※抽選にはずれた方には連絡しません。

申込または お問合せ先

〒003-0026

札幌市白石区本通 1 6 丁目南 4 - 2 6 リフレサッポロ 4 F 札幌市シルバー人材センター 総務課 担当:岩舘

TEL:011-826-3296 FAX:011-826-3439 e-mail:kensyu@s-silver.jp

「会員 WEB サービス」をご活用ください!

令和5年4月に導入した「会員 WEB サービス」では、インターネット上で「センターからのお知らせ」及び「配分金明細書」、「就業条件明示書」を閲覧することができます。

令和6年度からは、「センターからのお知らせ」に掲載する情報を増やすなど内容の充実を図り、デジタル化に向けた取り組みをしておりますので、ぜひ、積極的な活用をお願いします。

なお、5月に「スマホ講習会」を開催しますので、受講を希望される方はお申し込みください。



「お知らせ」のイメージ



「配分金明細書」のイメージ

<閲覧方法は?>

スマートフォンやパソコンでインターネット上にある次のサイトへアクセスしてください。 「会員番号」と「パスワード」を入力してログインすると閲覧用のページが表示されます。

[アクセス先]

URL: https://silverweb.workvision.net/silver-user-web/?cc=01001 もしくは、次のQRコードをスマートフォンのカメラで読み取ると簡単にアクセスできます。

<ログイン時のパスワードは?>

初期パスワードは、誕生日の「月日」(数字4桁)で設定しています。

(例:3月4日→0304)

ログイン後、パスワードを変更してください。

<ログイン時のパスワードを忘れた場合は?>

お近くの支部事務所または総務課へ連絡してください。初期パスワードへリセットします。

<配分金明細書が更新されるタイミングは?>

毎月10日頃に更新します(ただし5月及び1月は遅れる場合があります)。 なお、アップロード時に同サイト上の「お知らせ」メニューにて通知します。

<配分金明細書は過去の分も閲覧できるの?>

令和元年度以降の配分金明細書を閲覧することができます。

<退会した後も利用できるの?>

退会後はログインができなくなります。

<「配分金明細書」(圧着ハガキ)の発送は?>

令和7年度も「配分金明細書」(圧着ハガキ)の郵送は継続しますが、利便性の向上や効率化、経費節減等の 観点からデジタル(Web 上で閲覧)への移行につきましてご理解とご協力をお願いします。

具体的な操作方法等は、令和5年4月に配付したチラシ<u>「会員クラウドサービス かんたん操作ガイド」</u>を参考にしてください。



「スマホ講習会」のご案内

当センターでは、令和5年4月より「会員WEBサービス」(インターネット上で「センターからのお知らせ」や「配分金明細書」の閲覧が可能)を導入する等、デジタル化に向けた取り組みを推進しています。より多くの会員に活用していただくため、次のとおり「スマホ講習会」(無料)を開催しますので、受講を希望される方は、下記の要領によりお申し込みください。

<受講対象者>

「スマートフォンの基本的事項を学びたい」「これからスマートフォンを所有したい」など、スマートフォンの操作に不慣れな方。なお、どの携帯会社をご利用の方でもご参加いただけます。

<講習会の主な内容>

■第一部(講師:携帯会社)

「スマホの基本と詐欺対策」(約2時間)

※携帯会社の貸出機を使用します(受講者全員が同じスマホで体験)。

■第二部(講師:当センター会員)

「会員WEBサービスの操作方法」(約30分)

※スマートフォンをお持ちの方は、ご自身の機器を使用します。

<開催スケジュール>

コース	開催日	会場	定員
1	令和7年 5月21日(水)	白石区民センター (白石区南郷通1丁目)	20名
2	令和7年 5月22日(木)	西区民センター (西区琴似2条7丁目)	20名
3	令和7年 5月23日(金)	東区民センター (東区北 11 条東7丁目)	20名
4	令和7年 5月26日(月)	札幌市社会福祉総合センター (中央区大通西 19 丁目)	20名

[※]開催時刻は、いずれも9時30分から12時です。

<申込方法>

- ① 【コースNo】 【会員番号】 【氏名】 を記入の上、「Eメール」「FAX」「郵送」のいずれかの方法によりお申し込みください(電話での申し込みは受け付けておりませんので、ご了承ください)。
- ②申込締切日は、講習会開催日の2週間前までとなります。
- ③開催日が近くなりましたら、受講者へ案内文書を送付します。

申込または お問合せ先

〒003-0026

札幌市白石区本通16丁目南4-26 リフレサッポロ4F 札幌市シルバー人材センター 総務課 担当:島津

TEL:011-826-3296 FAX:011-826-3439 e-mail:kensyu@s-silver.jp

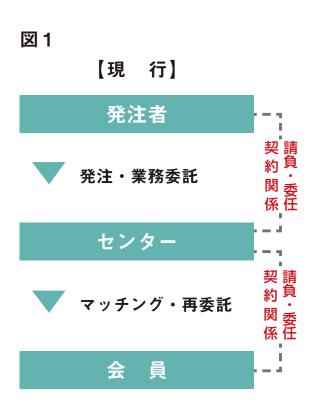
就業機会の提供に関する契約関係の 見直しを予定しています

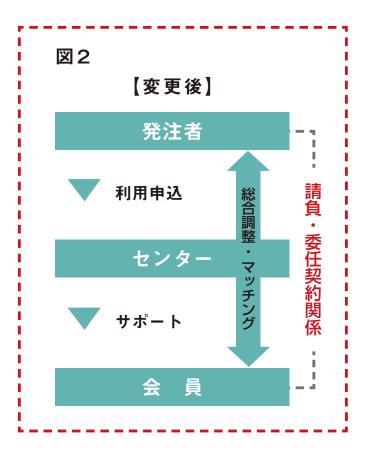
令和6年11月1日付で、いわゆる「フリーランス法」(「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」)が施行されました。この法律の趣旨*を踏まえ、より的確な対応を図るべく「受託事業」(請負・委任の形態)で就業する契約について契約方法の見直しを行う予定です。

シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員へ再委託する現行の契約方法は、発注者と会員との 間で直接的な契約関係が生じる構造となっていません。

このため、会員の皆さまがフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。また、厚生労働省からも、シルバー人材センターの受託事業における契約方法の見直しについて方針が示されています。

■ 見直しのイメージ





※フリーランス法とは?

個人が事業者(特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当)として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者(特定業務委託事業者。いわゆる発注者)に対して、給付の内容(いわゆる報酬)その他の事項の明示が義務付けられています。

契約方法の見直しによる現行との変更点など

1 会員とセンターの関係

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、**実務面では現在と基本的に変わると <u></u> <u>ころはありません。</u>センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や 会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。**

会員の皆さまには、今までどおり安心して仕事に就いていただき、就業に関して何かお困りのこと等があれば、 遠慮なくセンターにご相談ください。

2 業務仕様書への同意

発注者とセンターの間で契約を締結することに変わりはありませんが、原則として、就業を予定する会員に対して、業務の内容や報酬の額などをお示し(口頭説明を含む)します。その上で、当該業務を受けるかどうかご判断いただき、ご同意いただくことになります。これにより発注者との間に契約関係が成立することになります。

なお、発注者が事業者の場合は、就業前に業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を電磁的 方法により明示することとなります。

3 デジタル化による対応について

会員への「会員業務仕様書」の明示について、来所による手渡しや郵送等では、時間や事務負担がかかり非効率となります。

そのため、センターでは「会員業務仕様書」の内容を「会員WEBサービス」上で確認できる仕組みとします。

4 報酬の扱いについて

配分金については、これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として55万円まで認められることについても現行と変わりません。

5 契約方法の見直し時期について

慎重に対応する必要があることから具体的な時期は検討中です。



所属:中央支部 桜井 茂子

私は平成30年に西支部に配属され、令和5年10月から中央支部で勤務しております。

初めに驚いたことは、外仕事をしてくださる方々の記憶力と体力です。何軒もある中で、それぞれのお客さまのことを電話で伺っても、お客さまの特徴やご要望が

頭にあり、私が確認したいことがすっと出てきます。長時間膝を折り、腰を曲げてと思われる草取りの作業などは、時期になれば連日です。それをやってしまう恐ろしい集団です。また、冬囲いを終えた姿は、「大通公園みたいにしてくれて感激です!」とお客さまからお電話を頂戴したことは忘れられません。

現在は筆耕を担当しておりますが、パソコンでの作成が多い中、お客さまが書きあがった賞状作品を確認される時、「手書きは味がありますね」とか「こんな字が書けたらいいですよね」などと感想を述べられると、私のほうまで嬉しくなります。私はといえば、少しでも皆さまについていけるように、せめて体力的に現状維持を心掛けて、万歩計とお友達になっている現在です。今後ともよろしくお願いいたします。

札幌市シルバー人材センターから おすすめ カンタン 筋トレ体操

高齢者の転倒防止に向けて

春の兆しを感じる頃ではありますが、まだまだ冬の寒さが残る北海道です。そんな少しず つ近づいている春を楽しみにしながら、会員の皆さま元気にお過ごしでしょうか?

私ごとですが、昨年4月末に北海道では有名な桜の名所「松前公園(松前城)」へ行ってきました。さまざまな品種(早咲き・中咲き・遅咲き)が植えられている松前公園は1ヶ月以上にわたって桜を楽しめます。しかし、行った人はご存知と思いますが公園内をグルッとまわると約5㎞ほどの距離があり、しかも半分は坂道です。休憩場所は特定の場所しかないので、登りは息切れしながら歩き、下りはフラフラ(俗にいう膝が笑ってる状態)歩くあぶなっかしい高齢者を何人も見かけました。体力はもちろんですが、やはり足腰が弱くなると、せっかくの旅行が楽しめなくなるようです。

そうならないために「おすすめカンタン筋トレ体操」です。

まずは、冬の間に運動不足になった身体を少しずつ慣らすように、焦らずゆっくり動かしていきましょう。

健康を維持するためには、日々の適度な運動が重要なことは皆さまもご存知と思います。 特に体幹を意識したトレーニングは、筋肉の強化や姿勢の改善に役立ちます。筋トレを取り 入れることで、代謝の向上や身体のバランス感覚の向上も期待できます。

それでは、前号に引き続き⑬~⑭をご紹介します。長く元気に楽しく過ごすためにコツコツいきましょ~ 継続は力なりです。

筋トレバージョン





お知らせ

年に一度は健康診断を受けましょう!

安全就業基準第2条には「会員は心身共に健康であることが安全就業の前提である」と明記されています。

健康診断の必要性

早期には自覚症状が無く、症状が現れた時にはすでに進行しているという病気は少なくありません。 症状の無い病気を早期に発見するには、無症状のうちから定期的な健康診断を受けることが大切です。 で自身の健康を守るためにも、まずは一人ひとりが自分自身のからだに向き合うことが予防の第一歩です。

健康診断の目的

【一次予防】健診結果から生活習慣の改善をし、病気を予防する。 【二次予防】病気を早期に発見し、早期治療につなげる。

健康診断の心がまえ(6か条)

- 1. 毎年欠かさず健診を受ける
- 2. 健診結果に必ず目をとおし、保存する
- 3. 結果はきちんと受け止める
- 4. 気になることがあれば健診機関に相談する
- 5. 再検査(精密検査)を恐れない、面倒がらない
- 6. 「異常なし」を過信せず、日頃から体のチェック



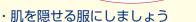
屋外就業の季節がはじまりました。

春、気温の上昇とともに草木、花とともに、虫たちの活動も活発化して きますので、注意が必要です。

昨年は、害虫による8件の事故報告がありました(毛虫:2件、ハチ:6件)。

◎害虫対策として-

6月頃



- ・軍手等の手袋を着用しましょう
- ・毛虫には絶対に触れない、触らない
- ・もし、刺されたら…こすらない、掻かない
- ・もし、刺されたら…流水で洗い流しましょう等

8月頃

- ・黒い服、色の濃い服装は避けましょう
- ・帽子は白いものをかぶりましょう
- ・香水、整髪料など強い香りのするものは避けましょう
- ・もし、刺されたら…すぐ逃げる
- ・もし、刺されたら…流水で絞り洗いしましょう等

◎刺されたときは、万が一を考え、病院へ行きましょう!!

A SOUTH WASHINGTON

緊急時の連絡体制について

緊急時とは、当センターが休業日 (**土・日・祝祭日・年末年始**) において、就業中 (就業先と自宅との往復 途上を含む。)の会員が不慮の事故・急病等により緊急車両で病院に搬送された場合、または就業中の会員 が不測の事故を起こし、お客様や一般市民に傷害・損害を与えた場合で、ただちにセンターと連絡を取る必 要がある時のみであり、この場合の連絡体制は下記のとおりとします。

<u> </u>	 員が所属する地域班と支部	緊	急速絡先
五!	貝が 川属する地域班と文部	第1次連絡先	第2次連絡先(所属支部所長が不在で連絡が取れない場合)
中央支部	「中央区•豊平区•南区」地域班	中央支部所長 携帯 090-3777-3324	
東支部	「白石区•厚別区•清田区」地域班	東支部所長 携帯 090-3899-9711	下記のいずれかに連絡すること。
西支部	「西区•手稲区」地域班	西支部所長 携帯 090-3899-9671	事務局長 携帯 090-6218-2155 総務課長 携帯 090-3899-9693
北支部	「北区・東区」地域班	北支部所長 携帯 080-9986-1856	

※ 緊急時以外で、上記の電話番号への連絡はご遠慮下さい。



会員による『普及啓発チラシ』配布のお願い

多くの会員の皆さまの就業機会が得られるように、毎年実施している会員による普及啓発チラシの配布については、着実にその成果をあげており、今年度も第2回目の配布を実施します。

今回、会報「シルバーさっぽろ第134号」に併せて、普及啓発チラシをお届けいたしますので、ご近所、就業先の近隣あるいは参加される会合などでお配りいただきますようお願いいたします。

会員の皆さまによるPR活動は、着実に実を結んでおります。

なお、チラシは一人 10 枚程度お届けしますが、不足の会員さんは各支部事務所に予備がありますので、ご利用願います。また、配布の際には交通事故等に充分お気をつけください。

お願い会員の「緊急連絡先」の更新連絡について

会員の皆さまにおかれましては、就業中のケガなど緊急の際に使用する「緊急連絡先」を入会時にお知らせいただいておりますが、年月の経過等により連絡がつかないケースが散見されます。

万一の事態に備え、<mark>「緊急連絡先」に変更が生じた際は、速やかにお近くの支部事務所まで連絡</mark> をお願いいたします。

令和7年度 定時総会 開催のご案内(予定)

令和 7 年 6 月 13 日 (金) 14 時 00 分

会場:カナモトホール(元 札幌市民ホール)

札幌市中央区北1条西1丁目

※詳細につきましては、別途ご案内させていただきます。

編集後記

郊外の「新築住宅」が、世代交代に伴って様変わりしています。昭和のステータスは「庭付き一戸建て」。庶民の家でも、塀や生垣と共に、松やモミジなどの庭木を植えるのが普通で、シルバーの庭三職種(剪定、除草、冬囲い)部門にも多くの需要があった訳です。

しかし、最近のマイホームは、無落雪型の四角い家と除雪がいらない「カーポート付き」 が定番で、様々な木が植えられた「庭」はほとんどありません。

家を新築する若夫婦は、庭の代わりに、車2台分(奥様の分も含めて)のスペースを確保します。従って植物は、玄関の前に、「アオダモ」や「ヒメシャラ」などのシンボルツリーを1本植えるだけで終わり。「剪定」や「冬囲い」は必要ないので、将来的にも「シルバー人材」への発注可能性はありません。

我々「シルバー人材」は、生き残る為には質の高い仕事をしていかなければなりません。 研修会などに積極的に参加し腕を磨く、先輩の技術や仕事に向かう姿勢などを謙虚に学ぶ、 等々、やるべきことは地道な努力しかありません。

縮小する市場で受注を確保するためには、仕事の質を上げることしかない—これが新年度 に向けた自分への戒めです。 (記 人見春男)

事業実績

会 員 数 3,399 人

<男性> <女性> 2,533 人 866 人

契約件数14.421件

契約金額841,366,993円

令和7年2月末現在